

平成27年度予算 国民健康保険の制度改革の概要

制度改革の概要

①保険料賦課限度額の引き上げ

<保険料賦課限度額改定の意義>

保険料賦課限度額を引き上げることで、高額所得者により多くの保険料を賦課することができるようになります。その分、中間所得者層の保険料負担を軽減することができます。

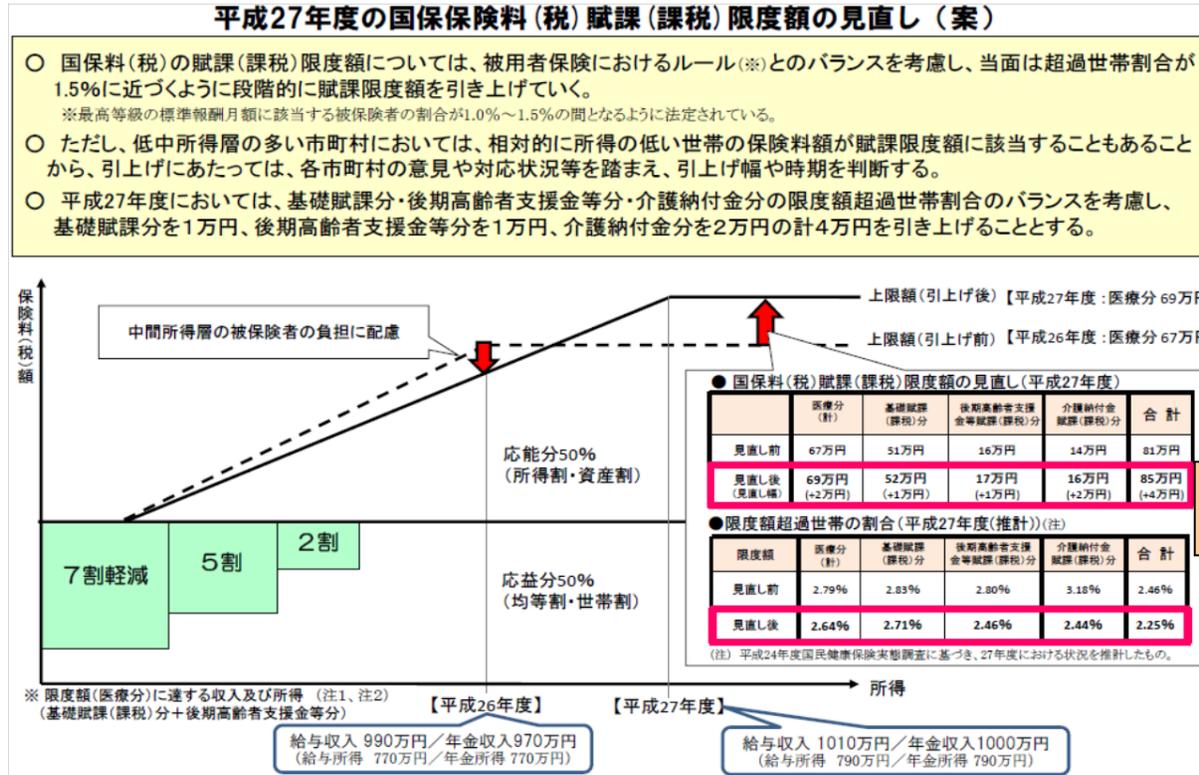
<保険料賦課限度額改定時の留意点>

決して「高額所得」と言えない所得の世帯でも賦課限度額の保険料を賦課されている実態があります。帯広市では、単身世帯(介護保険料該当なし)では、587万円の所得(給与収入では786万円)で賦課限度額に達しています。そのため、賦課限度額改定にあたっては、どの程度の所得で賦課限度額に到達しているのかを踏まえる必要があります。

<今回の改定の内容>

右の図にあるように、被用者保険のルールを参考に、限度額超過世帯数の割合を1.5%程度にすることを目標に改定が行われます。なお、このルールに従い、来年度以降も改定が見込まれます。

	医療分	支援金分	介護分	計
現行	51万円	16万円	14万円	81万円
改正後	52万円	17万円	16万円	85万円
改定額	1万円	1万円	2万円	4万円



必要となる対応・予算措置

賦課限度額に到達している所得は決して「高額所得」という水準ではありませんが、限度額を引上げない場合、中間所得者層や低所得者層の保険料負担が重くなることから、法定限度額の引き上げにあわせて限度額を引き上げる方向で検討します。

<賦課限度額改定の影響>

○H26保険料率算定時における賦課限度額超過世帯数

		医療分	支援金分	介護分
世帯数	改定前	973世帯	934世帯	462世帯
	改定後	950世帯	860世帯	359世帯
	増△減	△23世帯	△74世帯	△103世帯

○賦課限度額到達所得の状況 (単位:万円)

	世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
改正前	医療分	560	532	504	476
	支援金分	587	558	529	500
	介護分	688	642	596	550
改正後	医療分	572	544	516	488
	支援金分	625	597	568	539
	介護分	793	747	701	656

※平成26年度保険料率で賦課限度額のみを改定するものとして試算

②保険料法定軽減基準額の見直し

(2割軽減・5割軽減世帯)

<保険料法定軽減制度・保険基盤安定負担金>

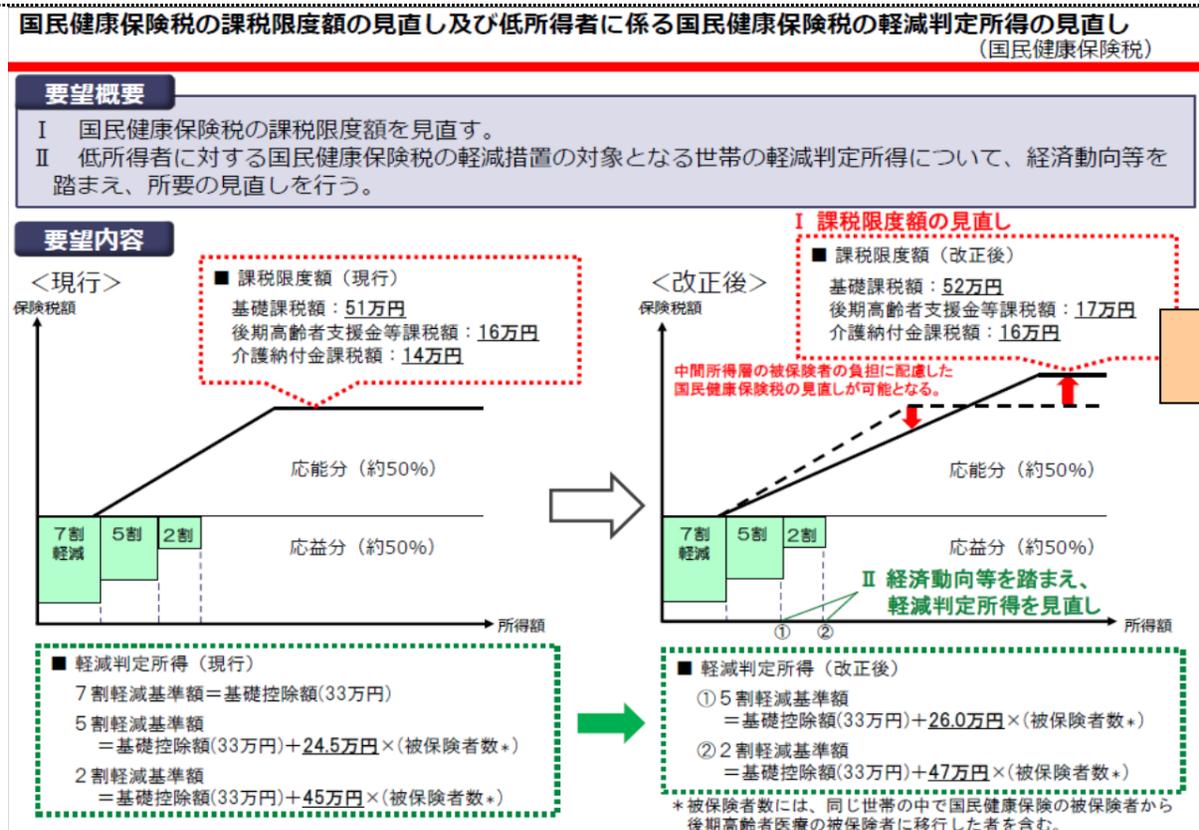
国民健康保険の被保険者には低所得者が多く、家計に占める保険料の負担が非常に重たいことが、低い収納率にもつながっており、国保財政悪化の要因の一つにもなっています。

そのため、低所得者の保険料軽減により被保険者の負担軽減を図るとともに、減収となる保険料を基盤安定負担金により補填することで、国保財政の基盤強化を図るものです。

<今回の見直しの内容>

デフレ脱却による物価の上昇(H26消費者物価指数前年比3.2%上昇(内閣府経済見通し))に伴い、「本来対象とすべき者が物価の変動に関わらず、引き続き軽減対象となり続けるよう」法定軽減判定基準額を見直すものです。

		軽減判定基準額
2割軽減	改正前	33万円+被保険者数× 24.5万円
	改正後	33万円+被保険者数× 26万円
5割軽減	改正前	33万円+被保険者数× 45万円
	改正後	33万円+被保険者数× 47万円



平成26年度の保険料賦課時点における影響者数を試算し、影響を受ける世帯数・被保険者数を把握した上で、平成27年度における影響者数・影響額を積算し、予算へ反映します。

<軽減判定基準額見直しの影響>

○H26保険料率算定時点における影響世帯数・被保険者数

区分	世帯数	被保険者数	軽減拡大額
軽減非該当 ⇒ 2割軽減	298世帯	570人	6,296千円
2割軽減 ⇒ 5割軽減	227世帯	429人	7,108千円
計	525世帯	999人	13,404千円

<条例改正について>

保険料賦課限度額の改定及び保険料法定軽減判定基準額の見直しについては、帯広市国民健康保険条例の改正が必要となります。2月下旬に予定されている政令改正を受け、3月議会に条例

平成27年度予算 国民健康保険の制度改革の概要

制度改革の概要

③基盤安定負担金(保険者支援分)の拡充

<制度の概要>

低所得者が多い国保財政の基盤強化のため、法定軽減対象者数に応じて保険料の一定割合を一般会計から国保会計へ繰り出す制度で、一般会計繰出金の財源として、国1/2・道1/4の割合で負担金が交付されます。(残り1/4は市町村負担(地財措置あり))

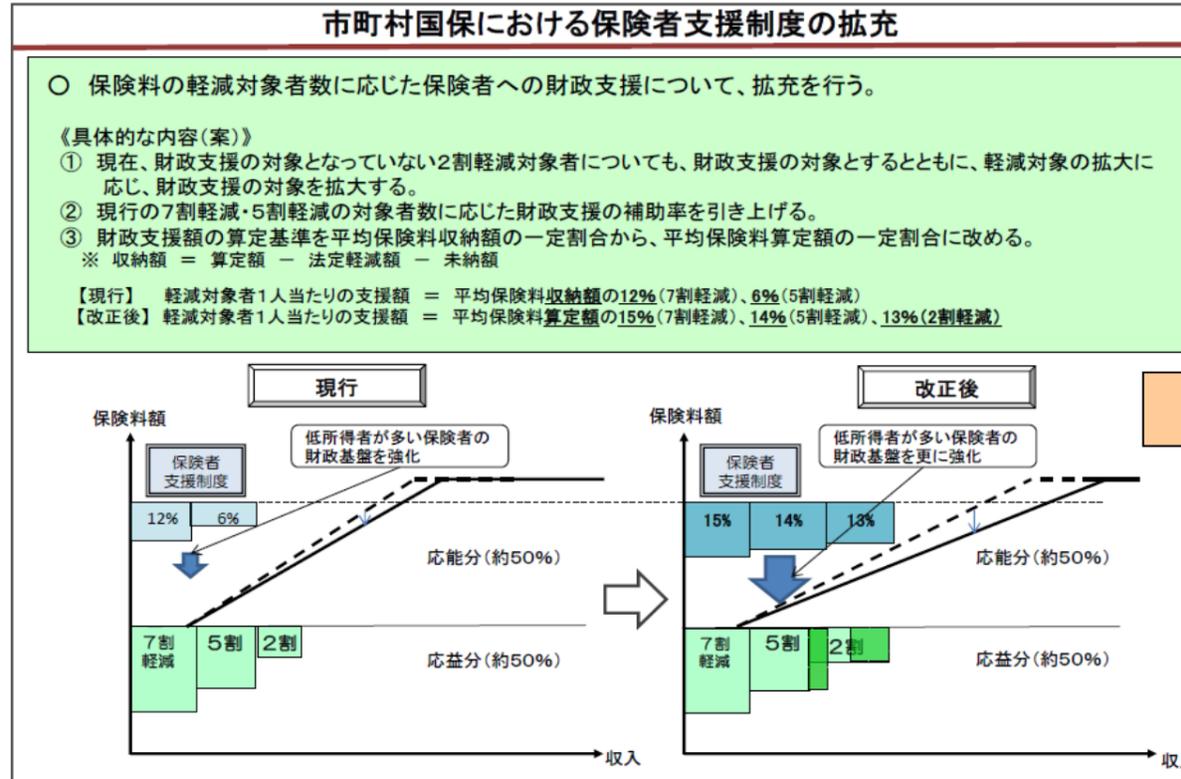
<改正の趣旨>

平成30年度に予定されている国保の都道府県単位化に向けて、**市町村国保の赤字補填繰入3,500億円**の解消及び**財政基盤強化**が求められています。

そのため、「社会保障改革プログラム法」に規定された「保険者支援分の拡充」について、消費税の再増税は見送られたものの、平成27年度から実施されることとなったものです。

具体的な改正内容は次のとおりです。

- ①現在5割軽減、7割軽減対象者のみ支援の対象となっているところ、**2割軽減対象者も対象に加える**。
- ②既存の7割軽減、5割軽減対象者に対する**補助率(支援率)を引き上げる**。
- ③財政支援の**算定基準を「保険料収納額」から「保険料算定額」(収入未済・法定軽減額含む)に改める**。



必要となる対応・予算措置

<制度改革の影響>

この制度改革により、**国保会計への繰入額は2.3億円増加**します。一方、国の財政支援拡大の趣旨(赤字解消繰入の縮減)を踏まえると、**帯広市の保険料軽減繰入は赤字補填繰入に該当するため、繰入額の圧縮が求められる**ことになります。(繰入金については、別途調整)

○制度改革の影響額

(単位:千円)

	改正前	改正後	増△減
保険者支援分			
医療分	108,807	273,222	164,415
支援金分	33,053	83,923	50,870
介護分	12,161	29,241	17,080
計	154,021	386,386	232,365
財源内訳			
国負担金	77,011	193,193	116,182
道負担金	38,505	96,597	58,092
一般財源	38,505	96,596	58,091

繰入金増加額

※平成27年度の繰入額を制度改革前・改正後で試算・比較したものの。

④保険財政共同安定化事業の拡大

<制度の概要>

都道府県単位で市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るために平成18年10月から開始された共同事業です。

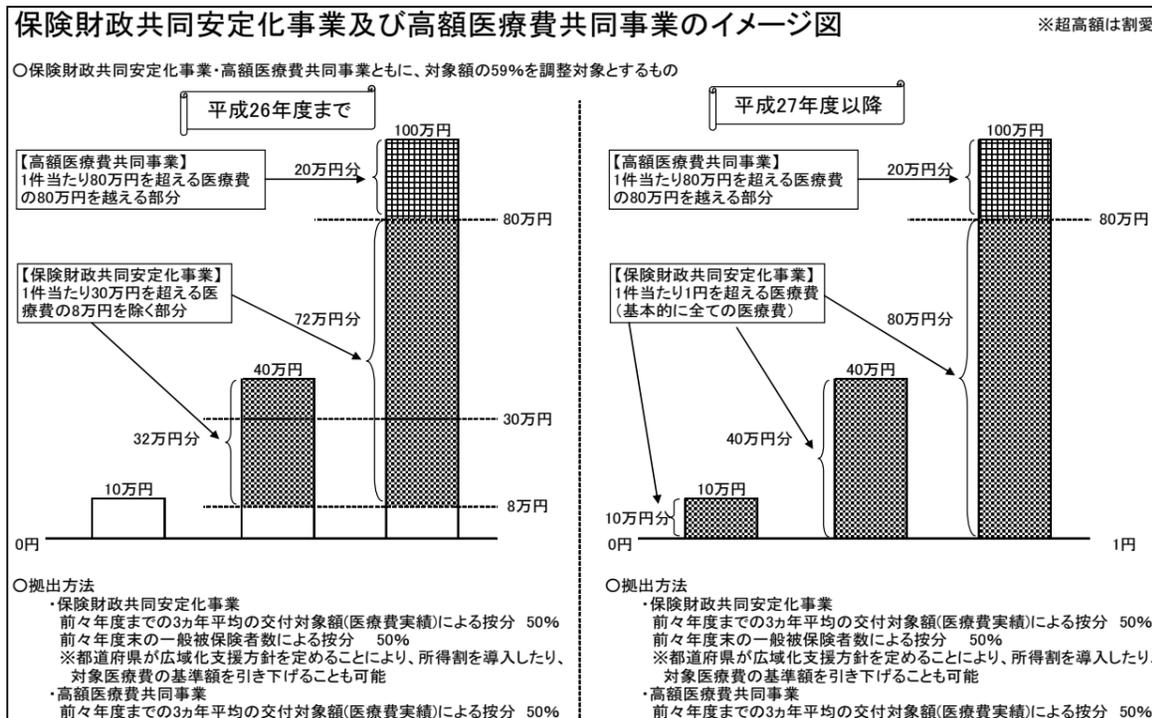
30万円以上80万円未満の医療費を対象に、8万円を除く額の59%を交付し、その財源として、医療費実績:被保険者数割=50:50の割合で拠出するものです。

医療費が低い保険者から医療費の高い保険者へ資金が移動する仕組みとなっています。

<見直しの内容>

国保の財政運営の広域化及び保険料水準の平準化を進めるために、**対象とする医療費を現在の30万円以上80万円未満(8万円を控除)から、1円以上80万円未満に拡大**するものです。そのため、事業費の規模が拡大することが想定されています。

また、事業規模の拡大に伴い、**拠出超過となる保険者の負担が大きくなることから、拠出超過額が交付額の1%を超える場合に1%を超えた額について、北海道調整交付金により補填**されることとなっています。



<制度改革の影響>

○国保会計予算規模の拡大

平成27年度の拠出額については、北海道国保連から通知のあった44億円余りと積算しています。**平成26年度予算の18億円から26億円程度増加**しており、**国保会計の予算規模を拡大**させる要因となっています。

○拠出超過額の縮減

交付金に対する拠出超過額の1%を超える額が北海道調整交付金で補填されるため、**H25では2億円以上生じている拠出超過が、補填措置により4千万円台に圧縮**される見込みです。

○拠出額・交付額の推移

(単位:千円)

	拠出額	交付額	収支	補填額	補填後の収支
H23	1,714,350	1,637,778	△76,572	0	△76,572
H24	1,788,723	1,598,618	△190,105	0	△190,105
H25	1,782,137	1,567,740	△214,397	0	△214,397
H26	1,757,356	1,620,135	△137,221	0	△137,221
H27	4,409,539	4,321,348	△88,191	44,978	△43,213

※H26は決算見込み、H27は予算(交付額は拠出額の98%)